

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
3月28日
(火曜日)

目 次

○規則	公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課).....
	地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(医療保険課).....
	地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(新産業振興課).....
○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定(環境政策課).....
	救急病院の認定(医療政策課).....
○公告	一般競争入札の実施(デジタル・ガバメント推進課).....
	国営緊急農地再編整備事業(南周防地区阿月換地区) 換地計画書の縦覧(農村整備課).....
○雑報	県報の正誤(令和5年3月17日山口県報定期の目次).....

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十八号

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成十八年山口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「に定める」の下に「純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。

第十九条第一項中「第一章第十一節第八十七」を「第一章第十二節第八十七第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十九号

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十三年山口県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「に定める」の下に「行政コスト計算書、純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。

第十七条第一項中「第一章第十一節第八十五」を「第二章第十二節第八十五第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十号

地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十一年山口県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「に定める」の下に「行政コスト計算書、純資産変動計算書及び」を加え、

第十九条第一項中「第一章第十一節第八十五」を「第一章第十二節第八十七第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百二十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

山口市緑町二二二九の二の一部

二 特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

山口県告示第百二十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称 所在地 認定が効力を有する期限

医療法人米沢記念桑陽 防府市車塚町三番二〇号 令和八、五、一六

一般財団法人防府消化 器病センター防府胃腸 病院 駅南町一四番三三三三号

美祿市立美東病院 美祿市美東町大田三八〇〇 三、二〇

美祿市立病院 大嶺町東分一三三三の二 〇

独立行政法人労働者健 康安全機構山口労災病 院 山陽小野田市大字小野田一三二五の四 〇

小野田赤十字病院 〇 三七〇〇 〇

山陽小野田市民病院 〇 大字東高泊一八六三の 〇



(五五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

サーバ仮想化基盤システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和六年三月一日から令和十二年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七号の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七号の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの入札参加資格を有する者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 令和五年三月二十八日から同年五月十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 令和元年四月一日から令和五年三月二十八日までの間に、一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和五年三月二十八日午前九時から同年四月二十五日午後五時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページの「山口県サーバー仮想化基盤システム賃貸借総合評価一般競争入札の実施」に掲載することにより行う。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七号の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

(三) 受領期限

令和五年五月十七日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和五年五月十八日午前十一時）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課研修室

(二) 日時

令和五年五月十八日午前十一時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画、システムの要件及び技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、システムの要件及び技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び

基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

- (1) 価格評価 二百点
 - (2) 機能等評価
 - 全体計画 百十五点
 - システムの要件 三百二十点
 - 技術的能力 百六十五点
- 4 適否判定
入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

- (一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者としなない。
- (二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点が高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が高点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和五年四月二十五日午後五時十五分までに山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和五年五月二日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
- 3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面
- (五) 契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年五月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課(電話〇八三一九三三三三二一九)に問い合わせること。

十三 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of infrastructure system for server virtualization
- (3) Period of use: From March 1, 2024 to February 28, 2029
- (4) Place of use: The place designated by person in charge of contract
- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-1329)
- (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. May 17, 2023 (If brought in person: 11:00 A.M. May 18, 2023)

別表第1

評価の項目	評価の基準
全体計画	1 提案に当たつての基本的な考え方や並びにシステムの概要及び特長が、図や表、数値を使い、明快に提案されていること。 2 システム導入に当たつて想定されるリスク及び課題とその対策が、有効性を伴い、必要十分であることが明快に提案されていること。 3 調達仕様書に記載された内容を理解し、これらを実現するための方法について図や表、数値を使い、明快に提案されていること。 4 システムを導入するに当たり、必要十分な役割分担が記載されていること。 5 システムの導入スケジュールが実現可能な期間で記載されており、期間の妥当性について論理的に根拠が説明されていること。 6 プロジェクトを円滑に進めるための進捗管理、問題管理、品質管理及びセキュリティ管理等が提案されていること。

ハードウェア要件	<p>可能な方法で管理すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ハードウェアの全体構成及び仕様が明記されており、その選定根拠が合理的に述べられていること。 サーバーリソース(CPU)を十分に備えていること。 サーバーリソース(メモリ)を十分に備えていること。 ストレージ領域(実効容量)を十分に備えていること。 限られたリソースを有効活用するため、有効性が明示されている場合は加点とする。
ソフトウェア要件	<ol style="list-style-type: none"> ソフトウェアの全体構成及び仕様が明記されており、その選定根拠が合理的であり、必要十分であることが述べられていること。 Oracle Databaseのライセンスが必要最低限となるよう提案されていること。 仮想化基盤が接続されるネットワーク上には複数の仮想環境があるのを考慮すること。 限られたリソースを有効活用するため、クラスターのCPU、メモリ、ディスクの各リソースの利用傾向と将来予測をグラフ化して表示できる機能を有する場合は加点とする。 特定の物理サーバーへの負荷の集中による各仮想サーバーへの稼働影響を最小限に抑え、より安定的に性能が発揮できるようにするため、物理サーバーのCPUI・メモリ・NICの負荷を自動的に分散する機能を有する場合は加点とする。
ユーザの要件	<ol style="list-style-type: none"> 災害によるリスクに対応するため、被災したとしてもバックアップデータが消失しない仕組みを有していること。なお、復旧するためには必要な対応内容についても明記されていること。 セキュリティリスクを軽減するためのバックアップされたデータがクラウドサービス上、最新の亜種にどのように対応しているかについて明記すること。 防犯として、障害を未然に防止する対策について合理的な提案があり、有効性が明示されている場合は加点とする。なお、明記が対応しなければならぬ作業がある場合は、対応工数について明示すること。 システム移行を安全かつ確実に行うため、仮想サーバーのデータコピーは、既存環境に影響を与えないこと。影響を与えないことが客観的に分かるように示すこと。確実に行うため、現行仮想基盤から新仮想基盤への仮想サーバーの切り替えにおいて問題が発生した場合は、切り替え直前時間を明示すること。 セキュリティリスクを軽減するため、導入する全製品のセキュリティレベルが明示されている場合は加点とする。なお、職員が対応しなければならぬ作業がある場合は、対応工数について明示すること。
要件	<ol style="list-style-type: none"> 運用保守において職員の対応工数が極小となる提案がなされていること。職員の対応は必要ない運用保守作業については、想定工数と頻度を明記すること。 可用性を高めるため、サーバーやディスクの障害を検知した際に、故障サーバーやディスクを自動的に切り離し、正常な稼働状態に自動復旧する機能を有する場合は加点とする。
類似する業務の経験	<p>提案する機器に係るシステムの設計、構築、構築、運用及び管理について、施行実績が記述されていること。</p>
業務に従事する	<p>システムの設計及び構築から安定稼働期までの業務に従事する下記</p>

技術者の経験及び資格等	<p>の者について、所属部署、役職、経歴、実績等が記述されている場合加点とする。術に関する知識とシステムの構築について十分な実績を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 導入するソフトウェアに関する知識及びシステムの構築について十分な実績を有する者 システムの構築及び運用に必要なスキルを有する者 システムの構築及び運用に関する十分な実績を有する者 システム管理で業務遂行を行うため、遂行責任者(プロジェクトマネージャー)や試験の資格を有している場合は加点とする。
遂行能力	<p>確実かつ高い品質で業務遂行を行うため、経験年数が10年以上有し、プログラマーとして5年以上有している経験者、構築に関わるメンバーのうち、情報システムの設計・構築等の実績を有する者が2分の5年以上有していること。</p>
将来展望	<p>次回以降の更改及び移行の負担を軽減する、実現性の高い提案がある場合は加点とする。クラウドやマルチクラウドへの移行、または連携が容易なクラウドサービス「ワールクラウド」「マネージドサービス」を進むことを見据え、実現性の高い提案がある場合は加点とする。</p>

別表第2

判定の項目	判 定 の 基 準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であるかどうか、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものであるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(五六) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区阿月換地区) 換地計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区阿月換地区の換地計画を定めたの
 で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧
 に供します。

令和五年三月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 縦覧に供する書類
 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区阿月換地区)換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 令和五年三月二十九日から同年四月十七日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課



正 誤

令和五年三月十七日山口県報(定期)の目次

誤	正
法律等の規定による立入検査等をする職員的身分を示す証明書の特例に関する規則の一部を改正する規則(都市計画課) 優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則(都市計画課)	法律等の規定による立入検査等をする職員的身分を示す証明書の特例に関する規則の一部を改正する規則(建築指導課) 優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則(建築指導課)

令和五年三月二十八日印刷
 令和五年三月二十八日発行

発行人

山口県庁
 山口県知事